

# 「インドの法曹養成制度について」

—Debarupa Banerjee 氏講演報告—

石井邦尚・岡庭幹司

- I はじめに
  - II 5年制の Integrated Law School と 3年制の Law College
  - III インドの法曹資格
  - IV 3年制 Law College のカリキュラム
  - V 5年制 Integrated Law School のカリキュラム
- 【参考文献】

## I はじめに

法曹養成対策室では、2006年12月19日、日本の法律事務所で短期インターンシップ中のインド人留学生 Debarupa Banerjee 氏をお招きし、インドの法曹養成制度についてお話を伺った。Banerjee 氏は、インドのハイデラバードにある5年制の国立ロースクール (National Academy of Legal Study and Research University of Law, NALSAR) の最終学年に在学しており、同校の短期インターンシップ・プログラムを利用し、矢部耕三弁護士 (第一東京弁護士会) の下で、日本の知的財産法・企業法・国際取引法などを学んでいるところであった。Banerjee 氏は、非常に要領よく、かつ重要な点は丁寧に説明してください、この短時間のお話からも、とても優秀な学生であることが伝わってきた。

本稿では、Banerjee 氏に伺ったお話の概要を紹介する。

## II 5年制の Integrated Law School と 3年制の Law College

インドでは、5年制の Integrated Law School と 3年制の Law College という、2種類の制度が併存している。

5年制の Integrated Law School は、オーストラリアやカナダと同様に、学部レベルに位置づけられていて、入学するために大学卒業の学位は必要ない。この課程を修了することにより、B. A. (Bachelor of Arts) と LL. B. with honors という2つの学位を取得することができる。

3年制の Law College は、大学卒業の学位を既に取得していることが入学資格となっており、大学院レベルに位置づけられる。

以前のインドでは、法律を学ぶのは大学院レベルであり、まず学部で3年間学んで B. A. の学位を取得し、その後にロースクールで更に3年間学んで法学位を取得するという仕組みであった。ところが、1987年に初めて学部レベルのロースクールである National Law School of India University (NLSIU) が設立され、それ以降、学部レベルの5年制 Integrated Law School と大学院レベルの3年制 Law College が併存することになった。今では5年制の課程の方が一般的である。学部レベルの5年制 Integrated Law School が作られた理由は、弁護士の質を高め、より多くの国民が質の高い法的サービスを受けられるようにするというものであったが、なかなか

か思うようにはいかず、結局卒業生の多くは収入の多い企業法務関係の法律事務所などに就職してしまうというのが実情である。

インドには国立の Integrated Law School が7校ある。学生数は、それぞれ1学年80名で、5学年で400名となり、さらに LL. M. 等の学生が加わって、1校あたり約500名となる。したがって、国立の Integrated Law School だけで合計3500名程度の学生がいるということになる。その上、私立の大学が数百家もあり、全国で Law School で学ぶ学生は相当数に上る。但し、一般的に言って、国立大学の方が私立大学よりも充実した教育を行っている。私立では、Amity law school、Symbiosis law college などが有名である。

### III インドの法曹資格

インドでは、Integrated Law School 又は Law College を卒業すれば、弁護士になることができる。弁護士になるための司法試験といったものはない。弁護士登録は必要だが、Integrated Law School 又は Law College を卒業して法学位を取得すれば、實際上、皆、ライセンスをもらうことができる。そのため、インドには非常に多くの弁護士がいる。正確な統計は持ち合わせていないが、毎年数万人が新たに弁護士資格を取得し、現在、インド全土で、数百万人の弁護士有資格者がいるものと思われる（インド法曹評議会〔the Bar Council of India〕の集計によると、登録弁護士数は、2003年3月31日現在で、84万7015名である〔[http://barcouncilofindia.nic.in/disk3/number\\_of\\_advocates.pdf](http://barcouncilofindia.nic.in/disk3/number_of_advocates.pdf)〕が、弁護士有資格者数は最大で600万人に及ぶとの推計もある〔<http://www.offshore-legal-services.com/knowledge3.htm>〕。とにかく弁護士がたくさんいて、競争し、優秀な人が残ることになる。

他方、裁判官になるためには、7年間の実

務経験が必要で、さらに各州において行われる競争試験に合格しなければならない。

### IV 3年制 Law College のカリキュラム

3年制 Law College の典型的なカリキュラムは次のようなものである（主要な科目のみ）。

#### 1 1年次

基本的な法的能力 (Legal Method)、すなわち法情報調査 (Legal Research)、法的推論 (Legal Reasoning)、事実認定 (Fact Finding)、弁護士と依頼者との関係 (Lawyer Client Interaction) といったスキルを学ぶとともに、不法行為法 (Torts) などの基本的な法律を学ぶ。

#### 2 2年次

重要な法律科目を学ぶ。具体的には、憲法 (Constitutional Law)、刑法 (Criminal Law)、財産権法 (Property Law)、会社法 (Company Law) 入門などを学ぶ。

#### 3 3年次

会社法 (Company Law)、銀行・金融法 (Banking and Finance Law)、国際法 (International Law)、知的財産法 (Intellectual Property)、法文書作成 (Drafting) などを学ぶ。知的財産法は、比較的新しい科目である。

自分の専門分野を学ぶという意味で、最も重要な学年である。

### V 5年制 Integrated Law School のカリキュラム

5年制 Integrated Law School の典型的なカリキュラムは次のようなものである（主要な科目のみ）。

#### 1 1年次

歴史 (History)、政治学 (Political Science)、社会学 (Sociology) などの一般教養科目 (Arts

Subjects)を学ぶ。法律関連では、3年制 Law College の1年次で学ぶものと同様のものを、省略した形で学ぶ。

## 2 2年次

経済学 (Economics)、貧困と法 (Law and Poverty)、英文学 (English Literature) といった教養科目を学ぶとともに、財産権法 (Property Law)、刑法 (Criminal Law) 入門といった法律科目も学ぶ。

## 3 3年次

3年次以降は、法律科目のみを学ぶ。

3年次は、憲法 (Constitutional Law)、民事訴訟法 (Code of Civil Procedure)、刑法 (Criminal Law)、行政法 (Administrative Law)、国際法 (International Law) を学ぶ。国民に質の高い法的サービスを提供するために5年制 Integrated Law School が作られたという経緯もあり、刑法は重視されている。

## 4 4年次

企業関係法 (Corporate Law Subjects)、すなわち、保険法 (Insurance)、会社法 (Company Laws)、銀行・金融法 (Banking and Finance Law)、知的財産法 (Intellectual Property Laws) を学ぶとともに、リーガル・クリニック (Legal Clinic) が行われる。リーガル・クリニックでは、教授と学生との間で討論が行われる。模擬討論、シミュレーション方式で行われ、アメリカのような方式ではなく、実際に裁判所へ行くことはない。

## 5 5年次

演習科目 (Seminar Law Subjects) を学ぶ。5ないし8科目から演習を選択する。どの演習を選ぶかは、将来の進路との関係で重要である。例えば、知財弁護士になりたいければ、知的財産法を選択する。そして、自分で重要なテーマを選んで、論文 (Seminar Paper) を3本執筆する。それぞれ50~75頁のオリジナルな研究論文を執筆しなければならない。

他に、消費者保護法 (Consumer Protection

Laws)、国際私法 (Private International Law)、国際人権法 (International Humanitarian Law) を学ぶ。

さらに、法文書作成 (Drafting) を学ぶ。訴状などの裁判関係書類や契約書などの書式をすべて覚えて、その書式に合わせて、課題として与えられた文書を起案する。

## 【参考文献】

講演の際に引用された文献、及び、邦語によるインド法に関する参考文献として、以下のものがある (前者は、急な講演依頼であったこともあり、容易に入手しうるインターネット上の資源に限定されており、後者は、編者において補ったものである)。

なお、インドの憲法及び法律の条文は <http://indiacode.nic.in/> において参照することができ、憲法については、孝忠延夫=浅野宜之『インドの憲法—21世紀「国民国家」の将来像—』(関西大学出版部、2006) に邦訳がある。

## 1 司法制度について

インドは28州及び7連邦直轄領 (インド憲法第一附表参照) から成る連邦国家であるが、連邦裁判所と州裁判所という二元制ではなく、単一制の司法制度を採用している。すなわち、1の最高裁判所、21の高等裁判所があり、さらに、各州に下位裁判所が存在するという、ピラミッド型の裁判所組織となっている。各州に高等裁判所を置くものとされている (インド憲法214条) が、州の数と高等裁判所の数とが一致しないのは、複数の州を管轄する高等裁判所があるからである。インドの司法制度については、Navoneel Dayanand, *Overview of Legal Systems in the Asia-Pacific Region : India*, 2004 Cornell Law School LL. M. Papers Series, <http://lsr.nellco.org/cgi/viewcontent.cgi?article=1001&context=cornell/lps>、香川孝三「インドの法制度」山崎

利男＝安田信之編『アジア諸国の法制度』（アジア経済研究所・経済協力調査資料97号、改訂版、1982）265頁、山崎利男「インドの裁判所制度」大内穂編『インド憲法の基本問題』（アジア経済研究所・研究参考資料263、1978）207頁、塚本重頼「インドの裁判制度」法の支配62号99頁（1985）〔同『裁判制度の国際比較』（中央大学出版部、1989）59頁所収〕を参照されたい。

## 2 法曹資格について

インド最高裁判所は長官及び25名以下の裁判官によって構成される（インド憲法124条1項、最高裁判所裁判官定員法（the Supreme Court (Number of Judges) Act, 1956）2条）。最高裁判所裁判官は、5年以上高等裁判所の裁判官であった者、10年以上高等裁判所の弁護士であった者又は大統領が卓越した法学者と認める者の中から、大統領が任命する（インド憲法124条2項、3項）。高等裁判所裁判官は、10年以上司法官又は高等裁判所弁護士であった者の中から、大統領が任命する（同217条）。地方裁判所裁判官は、連邦又は州の司法職にある者、又は、7年以上の弁護士経験があつて高等裁判所に推薦された者の中から、各州の知事が任命する（同233条）。詳細は、安田信之「インドの下位裁判所—裁判官の任命・昇任を中心にして—(1)～(3)」アジア経済18巻5号2頁、8号47頁、9号58頁（1977）、稲正樹「インド最高裁長官任命事件」北大法学論集36巻3号711頁（1985）、ジョージ・H・ガドボア・ジュニア（黒木三郎＝大野秀夫訳）「インド最高裁判所裁判官の選・基礎環境的諸特色及び意見表明行動；1950-1959年」比較法学21巻2号260頁（1988）を参照。

弁護士の資格要件については、1961年インド弁護士法（the Advocates Act, 1961）が規定している。インド公民であること（ただし、外国人については、相互主義（Reciprocity）

により弁護士資格が認められることがありうる（同法47条）。）、21歳以上であること等が必要であり（同法24条）、一定の犯罪者等は欠格者とされる（同法24条A）が、最も重要な要件は、インド法曹評議会（the Bar Council of India）の認定を受けた大学において一定の法学位を取得していること（同法24条）である。インド法曹評議会とは、法務総裁（the Attorney-General of India）及び法務次長（the Solicitor-General of India）並びに各州法曹評議会から1名ずつ選出される代表によって構成される公法人であつて（同法4条）、法曹養成の基準策定及び法科大学の認定は、その重要な機能である（同法7条）。

なお、インド法曹評議会の認定を受けた法科大学の一覧は、<http://barcouncilofindia.nic.in/disk1/Listoflawcolleges.doc>に掲げられている。インドの弁護士制度については、大坪憲三「インドの弁護士」自由と正義30巻9号151頁（1979）〔同『アジア諸国の弁護士制度』（アジア法律研究所、1984）61頁所収〕が詳細であり、最近の事情について紹介したものと、高谷知佐子「天竺の弁護士—インド法曹事情」自由と正義53巻4号13頁（2002）がある。

## 3 法曹養成制度及びカリキュラムについて

インドの法曹養成制度については、N. L. Mitra, *Legal Education in India*, <http://www.aals.org/2000international/english/India.htm> が詳細に論じている。これによれば、かつての3年制法科大学の多くは、フルタイムの教員がいない、満足な図書館もないなど、人的物的設備が貧弱であるのに、1クラスに数百人もの学生を詰め込んでいた。こうした状況のもと、法曹養成の標準化を試みるべく、モデルロースクールとしてインド法曹評議会の主導により1987年に設立されたのが、National Law School of India University

(NLSIU) という5年制大学であった。NLSIU 設立の経緯については、同大学のウェブサイト [http://www.nls.ac.in/about\\_history.html](http://www.nls.ac.in/about_history.html) 参照 (なお、[http://www.nls.ac.in/resources/NLSIU\\_Act.pdf](http://www.nls.ac.in/resources/NLSIU_Act.pdf) において The National Law School of India Act, 1986 (Karnataka Act No.22 of 1986) を参照する)。

前述のとおり、弁護士資格付与のための法学位の認定と法曹教育の基準の設定は、インド法曹評議会の役割である。現在の規則 The Bar Council of India Rules, PART IV *Standards of Legal Education and Recognition of Degrees in Law for admission as advocates*, <http://lawmin.nic.in/la/subord/bcipart4.htm> には、法科大学には学長以外に少なくとも4名のフルタイム教員を要すること、学生数は1クラス80名(1学年320名)を上限とすべきこと、教員対学生の比率は少なくとも1対40とすること、図書館は平日8時間以上開館すべきこと等が定められているほか、カリキュラムについても極めて詳細に規定されている。すなわち、①必修科目として、法理学、契約法、不法行為法及び消費者保護法、家族法、刑法、刑事訴訟法、憲法、財産権法、証拠法、民事訴訟法、英語、行政法、会社法、人権及び国際法、仲裁・調停及びADRシステム、環境法、労働法、法律の解釈並びに土地法を、②選択科目として、国際経済法、倒産法、租税法、比較法・法史学、保険法、抵触法、銀行法、投資・証券法、信託法、犯罪学、空法・宇宙法、法医学、女性と法・児童関係法・貧困と法及び開発法学、知的財産法並びに海事法の中から3科目以上を教育すべきこととされており、更に、③6か月間の実務訓練(模擬裁判・法文書作成・法曹倫理・公益活動)をすべきこととされている。各大学の具体的なカリキュラムは、NALSAR については、<http://www.nalsarlawuniv.ac.in/academic-programes.html> に、NLSIU については、[\[programmes\\\_undergraduate\\\_courses.html\]\(http://www.nls.ac.in/academic\_programmes\_undergraduate\_courses.html\) に、それぞれ掲載されている\(後者は年3学期制を採用している\)。](http://www.nls.ac.in/academic_</a></p></div><div data-bbox=)

#### 4 オーストラリアの法曹養成制度について

3年制と5年制の課程が併存していることなど、インドの法曹養成制度はオーストラリアのそれと類似している点があるが、同国の法曹養成制度について紹介したものとして、札幌弁護士会司法改革推進本部法曹養成制度検討部会『Legal Education in New South Wales 法曹になれるチャンスを全ての人に—オーストラリアの法曹養成制度に学ぶ』(札幌弁護士会司法改革ブックレット Vol. 1)

(2002)、日司連オーストラリア法曹養成・研修制度視察団「オーストラリアにおける法曹養成・研修制度の視察報告書」[http://www.shiho-shoshi.or.jp/web/publish/think/think\\_099\\_03.pdf](http://www.shiho-shoshi.or.jp/web/publish/think/think_099_03.pdf) (2001)、リチャード・グラディング「オーストラリアの法曹教育」島大法学45巻1号75頁(2001)、三木浩一ほか「21世紀の法務研修・第二回・オーストラリアモデルは使えるか」判例タイムズ1003号17頁(1999)等がある。

なお、わが国における法曹養成にコモンウェルス・モデルを導入すべきことを説くものとして、齋藤隆広『『米国式』法科大学院構想の失敗と原因—司法試験と受験予備校が改革に果たした役割と、コモンウェルス・モデルの提唱—』政教研紀要(国士舘大学日本政教研究所)28号1頁(2006)がある。

(以上)